

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和39年1月21日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から39年1月21日まで

私は、昭和37年2月から39年1月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として申立期間中も途切れることなく在籍し、申立期間中は、当該事業所から建設現場へ派遣されていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A社に在籍し、派遣先事業場において継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録及び申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和38年6月1日となっていることが確認できるとともに、この日付は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と一致している。

しかしながら、i) 前述の被保険者名簿に掲載されている元同僚二人の資格喪失日の記録が、当該名簿及びオンライン記録共に、昭和38年6月1日より後の日付となっている、ii) オンライン記録に掲載されている元同僚で、その資格喪失日が申立人と同一日の26人（申立人を除く。）のうち、5人につ

いては、被保険者名簿に38年6月1日より後の日付で一旦記載されていた資格喪失日が、二重線で取り消されるなどした上で、いずれも同年6月1日に書き替えられているなど、遡って訂正された形跡が見受けられる上、複数の元同僚の供述及び訂正処理前の記録から、申立事業所が申立期間中も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の備考欄に、申立人が申立事業所を退職したと主張する時期と一致する日付と見られる「39.1.21失」と記載されている上、当該被保険者名簿に記載されている元同僚10人は、申立人と同様に、その資格喪失日が昭和38年6月1日付けとなっており、かつ、備考欄には同日以降の異なる日付が記載されているところ、これら10人のうち、「39.2.21失」との記載があり、連絡の取れた1人は、「申立人と一緒に働いていた。私は、昭和39年2月頃まで申立事業所に勤務していた。」とするなど、計4人の退職時期に関する供述が、各々の備考欄に記載されている日付とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人について、昭和38年6月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人及び元同僚の供述や、前述の被保険者名簿に記載されている「39.1.21失」との日付などを踏まえると、39年1月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については36万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月31日から7年4月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社における私の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録が、当該事業所が同保険の適用事業所ではなくなった後になって、事実と反して平成6年8月31日と入力処理されていることを知った。

そして、私と同様に処理されていた元同僚の申立てが契機となって、私の申立事業所における資格喪失日を当該事業所が当初届け出していた平成6年10月31日に訂正することが可能との説明を年金事務所から受けた。

しかし、私が申立事業所で勤務していたのは平成2年9月から7年3月までの期間であり、また、私の給与支払明細書により、厚生年金保険料を申立期間中も控除されていることが分かるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成7年3月31日)の後の平成7年4月12日付けで、6年10月31日に遡って当初入力されていたところ、7年5月1日付けで6年7月31日に遡って訂正処理が行われ、さらに、7年6月7日付けで6年8月31日とする再訂正処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立事業所における厚生年金保険被保険者の多数が申立人と同様に、平成6年8月31日とする資格喪失日の記録を、遡って7年6月7日付けで訂正されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録、申立人が保管する給与支払明細書、申立事業所を事実上引き継ぐB社が保管している、申立事業所における申立期間当時の厚生年金保険料の預り金一覧から、申立人が申立期間中、申立事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、前述の厚生年金保険料の預り金一覧から、申立事業所が申立期間中も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が、当該事業所について適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員となっていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、前述のとおり、申立人の当初の資格喪失日が入力された時期に当たる7年4月1日とすることが妥当と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の平成6年7月の記録から36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 6 月 29 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日に、A社の臨時補充員として採用された後、正式採用となった同年 6 月 30 日から共済組合に加入しているが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私の元同僚には、臨時補充員だった期間にも厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録及び申立人が保管している履歴書から、申立人が申立期間中、申立事業所の臨時補充員として任用されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A社では、これまでに厚生年金保険の適用を受けたことがあったか否か分からない旨回答するとともに、B社でも、管内の事業場は申立期間当時、厚生年金保険の適用を受けるか否かについて各々判断を任せられており、同保険の適用は事業場ごとに区々となっている旨回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げ、かつ、申立期間当時に申立事業所の臨時補充員であったと供述している二人について、オンライン記録によると、各々の期間中に当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、このうちの一人は、「私は、昭和 35 年 6 月頃から約 2 年間、申立事業所で臨時補充員として勤務していた。私はこの期間中、厚生年金保険に加入しておらず、また、

36年4月から37年2月までの間は、国民年金に加入の上で同保険料を納付している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。